

考查項目別運用表

【記入方法】該当する項目に2点(2点以上の場合はその数字)を入れる。

(共通・主任又は総括監督員用)

考查項目・細別	評価対象項目	評価技術事例	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	建物規模への対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とする。 1. 延べ面積が10,000㎡以上の建物 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3. 大空間のホール等を有する建物 4. その他(理由:)	
	評点=	詳細評価の内容:	
	建物固有の機能の難しさへの対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とする。 5. 対象構造物の耐震レベル 6. 建物機能の特殊性 7. その他(理由:)	・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
	評点=	詳細評価の内容:	
	建物固有の施工技術の難しさへの対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とする。 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 11. その他(理由:)	・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
評点=	詳細評価の内容:		
厳しい自然・地盤条件への対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とする。 12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 13. 軟弱地盤、支持地盤の状況 14. 雨、雪、風、気温等の影響 15. その他(理由:)	・ 地下水位が高くウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースに制限を受けた工事	
評点=	詳細評価の内容:		
厳しい周辺環境等、社会条件への対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とする。 16. 地中埋設物等の作業障害 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20. その他(理由:)	・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事	
評点=	詳細評価の内容:		
施工現場での対応	下記の対応事項に1つ以上が付けば2点の加点とし、最大6点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 21. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・歩行者等の動線がある工事 29. 特殊な室などで、工程が輻輳し困難な調整を要する工事 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32. その他(理由:)		
評点=	詳細評価の内容:		
(最大 16点)			
評点計=	評点=		

1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
2. 「創意工夫」との二重評価は行わない。
3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。
4. を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表

(共通・主任又は総括監督員用)

【記入方法】該当する項目に1点(2点、4点の場合はその数字)を入れる。

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫 (最大 9点)	準備・後片づけ関係	1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他(理由:)
	評価点=	詳細評価内容:
	施工関係	4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはサイクルに対する積極的な取組み 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8. 電気工事等の配線、配管等の工夫 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16. 仮設施工等の工夫 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20. その他(理由:)
	評価点=	詳細評価内容:
	品質関係	21. 集計ソフト等の活用と工夫 22. 躯体工事の品質管理の工夫 23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24. 施工の検査・試験に関する工夫 25. 品質記録方法の工夫 26. その他(理由:)
	評価点=	詳細評価内容:
	安全衛生関係	27. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保のための工夫 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35. その他(理由:)
評価点=	詳細評価内容:	
施工管理関係	36. 出来形管理等に関する工夫 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 38. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 39. C A D、施工管理ソフト等の活用 40. C A L Sを活用した施工管理の工夫 41. その他(理由:)	
評価点=	詳細評価内容:	
その他	<div style="background-color: yellow; padding: 2px;"><新技術活用> 新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。</div> 42. N E T I S登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) 43. 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) 44. N E T I S登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(4点) <div style="background-color: yellow; padding: 2px;"><その他></div> 45. その他(理由:) 46. その他(理由:)	
評価点=	詳細評価内容:	
評価点=	評価点=	

- 特に評価すべき創意工夫事例を加算評価する。
- 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大9点の加算評価とする。
- 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加算する。なお、「工事特性」との二重評価は行わない。
- 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1点を入れる。

(共通・主任又は総括監督員)

考查項目	細別	該当	社会性等に関する事項
6 . 社会性等	地域への貢献等	<input type="checkbox"/>	「評価対象項目」
		<input type="checkbox"/>	1 . 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
		<input type="checkbox"/>	2 . 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
		<input type="checkbox"/>	3 . 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
		<input type="checkbox"/>	4 . 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
		<input type="checkbox"/>	5 . 地域のイベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
		<input type="checkbox"/>	6 . その他 (理由 :)
		詳細評価の内容 :	
		評点=	
		<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は + 4 点 ~ 0 点の範囲とする。 1 項目 1 点を目安とする。 	

- 1 . 主任又は総括監督員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。
- 2 . 評価に当たっては評価対象項目の の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- 3 . 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- 4 . を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。該当がない場合は、該当項目なしの評価に1を入れる。

(共通・主任又は総括監督員)

考查項目		法令遵守等の該当項目一覧表			
6. 法令遵守等	該当	措置内容	点数	評価	
		1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点		項目該当なし
		2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点		
		3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点		
		4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点		
		5. 文書注意	- 8点		
		6. 口頭注意	- 5点		
		7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点		
評 定 点		<p>本考查項目 (7. 法令遵守等) で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容 (工事名、工期、施工場所等) を履行することに限定する。</p> <p>「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合 (主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等) は、主任監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 労働者の宿舍環境等について労働基準法上の違反があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。 (例) 一括下請、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払を期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織 (団体) 」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 引渡し後に事故が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 16. 低コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 17. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 18. その他 理由 : 			

考查項目別運用表

[記入方法] 措置内容及び減点となる点数について記入する。減点がない場合は、該当項目なしの評価に 1 を入れる。

(共通・主任又は総括監督員)

考查項目	その他			
8 . その他	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	点 数	評価	
				項目該当なし
評 定 点				
	<p>施工計画審査タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易な施工計画の不履行による減点（10点を超える場合は10点とする。） 減点数 = $10 \times (\text{入札時チェック数} - \text{施工後のチェック数}) \div (\text{入札時チェック数})$ < 小数点第 1 位四捨五入 > 明らかに不履行が認められる場合に減点することとし、不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合は減点しない。 配置技術者の交代に係る減点（減点数は3点とする。） 交代した主任（監理）技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。なお、技術者の交代の理由が死亡や健康上の理由、退職等やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合は減点しない。 地域社会貢献活動（計画）の不履行による減点（1項目あたり一律5点減点。） 提案のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。なお、計画が履行された場合であっても、当該工事のイメージアップ経費により実施された場合は、不履行と見なして減点する。 <p>施工実績審査タイプ</p> <p>施工計画審査タイプと同様。</p>			

考查項目別運用表

[記入方法] 減点がない場合は、該当項目なしに1を入れる。ある場合は、措置内容及び減点となる点数について記入する。

(共通・主任又は総括監督員)

考查項目	総合評価履行の該当項目一覧表					
8. その他	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等			点 数	評価	
	地元業者活用報告書により確認される活用率が地元業者活用計画書より下回る場合の減点 (減点数-5点とする)					項目該当なし
	【簡易型】 (該当する項目に <input type="checkbox"/> マークを記入する)					
	加算点を得た項(A)	履行確認の項目(B)	施工計画における評価対象項目	点 数		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画の実施手順の妥当性			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期設定の適切性			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事材料等の品質確認方法及び管理方法の適切性			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工上配慮すべき事項の適切性			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他			
	簡易型減点 = - 5 × (加算点を得た項目(A) - 履行確認の項目(B) ÷ 加算点を得た項目(A))					
	<p>本評価は、施工計画における「技術的評価において評価点を得た項目」の履行状況について行う。</p> <p>減点は、少数点第1位を四捨五入、整数とする。</p>					
	<p style="text-align: right;">減点数合計 (+) <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/></p>					